

○厚生労働省令第五十七号

水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）の施行に伴い、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条の三第五項、第十一条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第三項、第二十二條の二第一項（同法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條の三第二項、第二十二條の四第二項、第二十四條の二並びに第二十四條の五第一項及び第三項第十号並びに第二十四條の六第二項（これらの規定を同法第三十一条において準用する場合を含む。）並びに第三十四條の二の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 水道事業</p> <p>第一節 事業の認可等 (第一条―第十七条の十二)</p> <p>第二節・第三節 (略)</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(水道基盤強化計画の作成の要請)</p> <p>第一条の二 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等 (水道法 (昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。)) 第二条の二第一項に規定する水道事業者等をいう。) の間の連携等 (同条第二項に規定する連携等をいう。) を推進しようとする二以上の市町村は、法第五条の三第五項の規定により都道府県に対し同条第一項に規定する水道基盤強化計画 (以下「水道基盤強化計画」という。)) を定めることを要請する場合には、法第五条の二第二項に規定する基本方針に基づいて当該要請に係る水道基盤強化計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。</p> <p>(認可申請書の添付書類等)</p> <p>第一条の三 法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第六条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 水道事業</p> <p>第一節 事業の認可等 (第一条―第十七条の四)</p> <p>第二節・第三節 (略)</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(認可申請書の添付書類等)</p> <p>第一条の二 水道法 (昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。)) 第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第六条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。</p>

一〇七 (略)

八 水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

九〇十二 (略)

(変更認可申請書の添付書類等)

第八条 第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。」とあるのは「除く。」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(事業の休廃止の許可の申請)

第八条の三 法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる書類（図面を含む。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類

二 休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図

三 地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が令第四条で定める基準を超えるものに限る。）である場合は、当該水道事業の

一〇七 (略)

八 広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

九〇十二 (略)

(変更認可申請書の添付書類等)

第八条 第一条の二第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「各号」とあるのは「各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号を除く。）に」と、同項第九号中「除く。」とあるのは「除く。」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(新設)

2 給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類
前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
二 水道事務所の所在地

3 第一項の休廃止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 休止又は廃止する給水区域
- 二 休止又は廃止の予定年月日
- 三 休止又は廃止する理由
- 四 水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定年月日
- 五 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量
- 六 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水人口及び給水量の算出根拠

（事業の休廃止の許可の基準）

第八条の四 厚生労働大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。

（布設工事監督者の資格）

第九条 令第五条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学

（新設）

（布設工事監督者の資格）

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学

に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第五条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三（略）

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）
第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

（削る）

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ（略）

ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額

ハ（略）

二 第十七条の四第一項の試算を行った場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの

に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三（略）

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）
第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

二 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ（略）

ロ 支払利息と資産維持費との合算額

ハ（略）

（新設）

（新設）

適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 (略)

第十二条の二 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体以外の者が水道事業を営営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、公租公課、その他営業費用の合算額

ロ 事業報酬の額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行った場合にあつては、前号イ及びハに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

第十二条の三 第十二条の六 (略)

(新設)

三 (略)

(新設)

第十二条の二 第十二条の五 (略)

(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。))を修了した場合を含む。)後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。))の場合は、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 (略)

(水道施設の維持及び修繕)

第十七条の二 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施

(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。))を修了した場合を含む。)後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。))の場合は、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 外国の学校において、令第六条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 (略)

(新設)

設の状況（次号において「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。

二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

2 水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検を実施した者の氏名

三 点検の結果

3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。

（水道施設台帳）

第十七条の三 法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

2 調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 導水管きよ、送水管及び配水管（次号及び次項において「管

（新設）

路等」という。)にあつては、その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式(以下この号において「区分等」という。)並びに区分等ことの延長

3 | 二 水道施設(管路等を除く。)にあつては、その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力

三 | 図面は、一般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、その他の図面を作成するものとし、水道施設につき、少なくとも次に掲げるところにより記載するものとする。

一 一般図は、次に掲げる事項を記載した地形図とすること。

イ 市町村名及びその境界線

ロ 給水区域の境界線

ハ 主要な水道施設の位置及び名称

ニ 主要な管路等の位置

ホ 方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

二 施設平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。

イ 前号(ロを除く。)に掲げる事項

ロ 管路等の位置、口径及び材質

ハ 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類

ニ 管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線

ホ 付近の道路、河川、鉄道等の位置

三 | 一般図、施設平面図又はその他の図面のいずれかにおいて、次に掲げる事項を記載すること。

イ 管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり

ロ 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径

ハ 止水栓の位置

ニ 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

4 | 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、速やかに、これを訂正しなければならない。

(水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表)

第十七条の四 水道事業者は、法第二十二條の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間(次項において「算定期間」という。)を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造(当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。)の需要を算出するものとする。

3 前項の需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。

4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

(情報提供)

第十七条の五 法第二十四條の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に(第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一 (略)

二 水道事業の実施体制に関する事項(法第二十四條の三第一項の規定による委託及び法第二十四條の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。)

(新設)

(情報提供)

第十七条の二 法第二十四條の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に(第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一 (略)

二 水道事業の実施体制に関する事項(法第二十四條の三第一項の規定による委託の内容を含む。)

三〇八 (略)

(委託契約書の記載事項)

第十七条の六 令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

第十七条の七 (略)

(業務の委託に関する特例)

第十七条の八 法第二十四条の三第六項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして法第二十条第三項ただし書、第二十二條及び第二十二條の二第一項の規定を適用する場合における第十五條第八項、第十七條第一項並びに第十七條の二第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。

(水道施設運営権の設定の許可の申請)

第十七条の九 法第二十四条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)は、次に掲げるものとする。

- 一 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第五項に規定する選定事業者(以下「選定事業者」という。)の定款又は規約
- 二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図

(水道施設運営等事業実施計画書)

第十七条の十 法第二十四条の五第三項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書

三〇八 (略)

(委託契約書の記載事項)

第十七条の三 令第七条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

第十七条の四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

類

- 二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法
- 三 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠
- 四 水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果
- 五 契約終了時の措置

(水道施設運営権の設定の許可基準)

第十七条の十一 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者の責任分担が明確にされていること。
- 二 水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要、水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、經常収支が適切に設定できるよう当該期間が設定されたものであること。
- 三 水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。
- 四 災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること。
- 五 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者が行う措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために

(新設)

適切なものであること。

六 選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

七 水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

八 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

2 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、選定事業者を水道施設運営権者とみなして次条の規定により第十二条の二各号及び第十二条の四各号の規定を適用することとしたならばこれに掲げる要件に適合することとする。

3 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることとする。

(水道施設運営等事業に関する特例)

第十七条の十二 法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして法第十四条第三項及び第五項、第二十条第三項ただし書、第二十二条、第二十二条の二第一項並びに第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十二条から第十二条の四まで、第十二条の六、第十五条、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の適用については、第十二条第一号中「料金」とあるのは「料金（水道施設運営権者が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金を含む。第三号から第五号まで、次条から第十二条の四まで及び第十二条の六において同じ。）」と、第十五条第八項、第十七条第一項、第十七条

(新設)

の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一項中「水道事業者」とあるのは「水道施設運営権者」と、同条第二項中「更新」とあるのは「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。）」とする。

（変更の届出）

第三十四条（略）

- 2 法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 一・二（略）

（事業の運営の基準）

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一〜四（略）
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ（略）
- 六（略）

（法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）
第五十一条の二 法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一〜四（略）
- 五 水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計

（変更の届出）

第三十四条（略）

- 2 法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 一・二（略）

（事業の運営の基準）

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一〜四（略）
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第五条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ（略）
- 六（略）

（法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）
第五十一条の二 法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一〜四（略）
- 五 広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該

画と整合性のとれたものであること。
六〇八（略）

（準用）

第五十二条 第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条から第十七条の三（第三項第一号を除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三條第一項	第七條第五項第三号	第二十七條第五項第三号
第四條	第十條第二項 第七條第五項第八号	第三十條第二項 第二十七條第五項第七号
第八條の三第一項	第十一條第一項	第三十一條において準用する法第十一條第一項
第八條の第二号	給水区域	給水対象
第八條の三第三項	給水区域	給水対象
第一号	給水区域、給水人口	給水対象
第三條の第五号	給水人口及び給水量	給水量
第八條の三第三項	給水人口及び給水量	給水量
第六号	給水人口及び給水量	給水量

計画と整合性のとれたものであること。
六〇八（略）

（準用）

第五十二条 第三条、第四条、第九条から第十一条まで及び第十五条から第十七条の四までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第七条第五項第三号」とあるのは「法第二十七条第五項第三号」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、第四条中「法第七条第五項第八号」とあるのは「法第二十七条第五項第七号」と、第十一条中「水道施設（給水装置を含む。）」とあるのは「水道施設」と、第十五条第一項第二号中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号中「法第二十条の四第一項第一号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第一号」と、同号ロ(1)中「前条第一項第一号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第二号」と、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、同条第七号中「法第二十条の四第一項第三号ロ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の四第六号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第六号」と、「同条第七号イからルまで」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号イからルまで」と、同条第九号ロ中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、

第八條の四	第十一條第一項	第三十一條において準用する法第十一條第一項
第十條第一項	第十三條第一項	第三十一條において準用する法第十三條第一項
第十一條	第十三條第一項	第三十一條において準用する法第十三條第一項
第十五條第一項	水道施設（給水装置を含む。） 第二十條第一項	水道施設 第三十一條において準用する法第二十條第一項
第十五條第二號	給水栓	当該水道用水供給事業者が水道用水を水道事業者に供給する場所
第十五條第七項第五號	第二十條第三項	第三十一條において準用する法第二十條第三項
第十五條第八項	第二十條第三項ただし書	第三十一條において準用する法第二十條第三項ただし書
第十五條の二	第二十條の二	第三十一條において準用する法第二十條の二
第十五條の二第三號	第二十條の三各號	第三十一條において準用する法第二十條の三各號
第十五條の二第四號	第二十條の四第一項第一號	第三十一條において準用する法第二十條の四第一項第一號

「第十五條の四第三號」とあるのは「第五十二條において準用する第十五條の四第三號」と、同号ハ中「第十五條の四第四號」とあるのは「第五十二條において準用する第十五條の四第四號」と、第十五條の三中「法第二十條の五第一項」とあるのは「法第三十一條において準用する法第二十條の五第一項」と、同条第一号中「前条各号」とあるのは「第五十二條において準用する前条各号」と、「同条第七号」とあるのは「第五十二條において準用する前条第七号」と、第十五條の四中「法第二十條の六第二項」とあるのは「法第三十一條において準用する法第二十條の六第二項」と、同条第四号ハ中「法第二十條の十四」とあるのは「法第三十一條において準用する法第二十條の十四」と、第十五條の五第一項中「法第二十條の七」とあるのは「法第三十一條において準用する法第二十條の七」と、同条第二項中「第十五條の二第八号」とあるのは「第五十二條において準用する第十五條の二第八号」と、第十五條の六第一項中「法第二十條の八第二項」とあるのは「法第三十一條において準用する法第二十條の八第二項」と、同項第八号中「法第二十條の十第二項第二号及び第四号」とあるのは「法第三十一條において読み替えて準用する法第二十條の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十條の八第一項後段」とあるのは「法第三十一條において準用する法第二十條の八第一項後段」と、第十五條の七中「法第二十條の九」とあるのは「法第三十一條において準用する法第二十條の九」と、第十五條の八中「法第二十條の十第二項第三号」とあるのは「法第三十一條において読み替えて準用する法第二十條の十第二項第三号」と、第十五條の九中「法第二十條の十第二項第四号」とあるのは「法第三十一條において読み替えて準用する法第二十條の十第二項第四号」と、第十五條の十第二項中「法第二十條の十四」とあるのは「法第三十一條において準用する法第二十條の十四」と、同項第九号中「第十五條の四第四号ハ」とあるのは「第五十二條に

第十五条 の二第五 号	第十五条 の二第六 号	第十五条 の二第七 号	第十五条 の二第九 号ロ	第十五条 の三	第十五条 の四	第十五条 の四第四 号ハ	第十五条 の五第一 項	第十五条 の六第一 項	第十五条
第二十條の四第一項第二 号	第二十條の四第一項第三 号イ	第二十條の四第一項第三 号ロ	第二十條の四第一項第三 号イ	第二十條の五第一項	第二十條の六第二項	第二十條の十四	第二十條の七	第二十條の八第二項	第二十條の十第二項第二
第三十一条において準 用する法第二十條の四 第一項第二号	第三十一条において準 用する法第二十條の四 第一項第三号イ	第三十一条において準 用する法第二十條の四 第一項第三号ロ	第三十一条において準 用する法第二十條の四 第一項第三号イ	第三十一条において準 用する法第二十條の五 第一項	第三十一条において準 用する法第二十條の六 第二項	第三十一条において準 用する法第二十條の十 四	第三十一条において準 用する法第二十條の七	第三十一条において準 用する法第二十條の八 第二項	第三十一条において準

おいて準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十
 五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第
 十五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号
 二」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七
 号二」とそれぞれ読み替えるものとする。

の六第一 項第八号	号及び第四号	用する法第二十条の十 第二項第二号及び第四 号
第十五条 の六第二 項	第二十条の八第一項前段	第三十一条において準 用する法第二十条の八 第一項前段
第十五条 の六第三 項	第二十条の八第一項後段	第三十一条において準 用する法第二十条の八 第一項後段
第十五条 の七	第二十条の九	第三十一条において準 用する法第二十条の九
第十五条 の八	第二十条の十第二項第三 号	第三十一条において準 用する法第二十条の十 第二項第三号
第十五条 の九	第二十条の十第二項第四 号	第三十一条において準 用する法第二十条の十 第二項第四号
第十五条 の十第二 項	第二十条の十四	第三十一条において準 用する法第二十条の十 四
第十六条 第一項及 び第二項	第二十一条第一項	第三十一条において準 用する法第二十一条第 一項
第十六条 第四項	第二十一条第二項	第三十一条において準 用する法第二十一条第 二項
第十七条	第二十二條	第三十一条において準 用する法第二十二條
第十七条 第一項第 三号	給水栓	当該水道用水供給事業 者が水道用水を水道事 業者に供給する場所

第十七条の七	第十七条の五第七号	第十七条の五第二号	第十七条の五	第十七条の四第一項	第十七条の四第一項	第十七条の三第三項第三号	第十七条の三第一項	第十七条の二第一項	第十七条の二第一項
第二十四条の三第六項	第二十四条の三第二項	第二十条第一項	第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容	第二十四条の二	第二十四条の二	第二十二條の四第二項	止水栓の位置	第二十二條の三第一項	第二十二條の二第一項
第三十一条において準用する法第二十四条の三第二項	第三十一条において準用する法第二十条第一項	第三十一条において準用する法第二十条第一項	第三十一条において準用する法第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第三十一条において準用する法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容	第三十一条において準用する法第二十四条の二	第三十一条において準用する法第二十四条の二	第三十一条において準用する法第二十二條の四第二項	当該水道用水供給事業者が水道用水を水道事業者に供給する場所	第三十一条において準用する法第二十二條の三第一項	第三十一条において準用する法第二十二條の二第一項
第三十一条において準用する法第二十四条の三第二項	第三十一条において準用する法第二十条第一項	第三十一条において準用する法第二十条第一項	第三十一条において準用する法第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第三十一条において準用する法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容	第三十一条において準用する法第二十四条の二	第三十一条において準用する法第二十四条の二	第三十一条において準用する法第二十二條の四第二項	当該水道用水供給事業者が水道用水を水道事業者に供給する場所	第三十一条において準用する法第二十二條の三第一項	第三十一条において準用する法第二十二條の二第一項

の八	第二十条第三項ただし書	用する法第二十四条の三第六項
第十七条の九	第二十四条の五第一項	第三十一条において準用する法第二十条第三項ただし書
第十七条の十	第二十四条の五第三項第十号	第三十一条において準用する法第二十四条の五第一項
第十七条の十一第一項	第二十四条の六第二項	第三十一条において準用する法第二十四条の六第二項
	同条第一項第一号	法第三十一条において準用する法第二十四条の六第一項第一号
第十七条の十一第三項	第二十四条の六第二項	第三十一条において準用する法第二十四条の六第二項
	同条第一項第三号	法第三十一条において準用する法第二十四条の六第一項第三号
第十七条の十二	第二十四条の八第二項	第三十一条において準用する法第二十四条の八第二項
	第十四条第三項	第三十一条において準用する法第十四条第三項

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条	第七条第五項第三号(法第十条第二項において準用する場合を含む。)	第三十三條第四項第三号
第十条第一項	第十三條第一項	第三十四條第一項において準用する法第十三條第一項
第十一条	第十三條第一項	第三十四條第一項において準用する法第十三條第一項
第十五条	給水装置	給水の施設
第十五条第一項及び第二項	第二十条第一項	第三十四條第一項において準用する法第二十条第一項
第十五条第七項第五号	第二十条第三項	第三十四條第一項において準用する法第二十条第三項
第十五条第八項	第二十条第三項ただし書	第三十四條第一項において準用する法第二十条第三項ただし書
第十五条の二	第二十条の二	第三十四條第一項において準用する法第二十条の二
第十五条の二三号	第二十条の三各号	第三十四條第一項において準用する法第二十条の三各号

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条まで、第十七条の三及び第十七条の四の規定は、専用水道について準用する。この場合において、第十一条中「給水装置」とあるのは「給水の施設」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号中「法第二十条の四第一項第一号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第二項第二号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第二項第二号」と、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、同条第七号中「法第二十条の四第一項第三号ロ」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の四第六号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第六号」と、「同条第七号イからルまで」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号イからルまで」と、同条第九号ロ中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、「第十五条の四第三号」とあるのは「第十五条の四第四号」とあるのは「第十五条の四第四号」と、第十五条の三中「法第二十条の五第一項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の五第一項」と、同条第一号中「前条各号」とあるのは「第五十四条において準用する前条各号」と、「同条第七号」とあるのは「第五十四条において準用する前条第七号」と、第十五条の四中「法第二十条の六第二項」とあるのは「法第三十四条において準用

第十五条の二第四号	第十五条の二第五号	第十五条の二第六号	第十五条の二第七号	第十五条の二第九号	第十五条の三	第十五条の四	第十五条の四第八号	第十五条の五第一項
第二十条の四第一項第一号	第二十条の四第一項第二号	第二十条の四第一項第三号イ 同号ハ	第二十条の四第一項第三号ロ	第二十条の四第一項第三号イ	第二十条の五第一項	第二十条の六第二項	第二十条の十四	第二十条の七
第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第一号	第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第二号	第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第三号イ 法第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第三号ハ	第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ	第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第三号イ	第三十四条第一項において準用する法第二十条の五第一項	第三十四条第一項において準用する法第二十条の六第二項	第三十四条第一項において準用する法第二十条の十四	第三十四条第一項において準用する法第二十条の七

する法第二十条の六第二項」と、同条第四号ハ中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の十四」と、第十五条の五第一項中「法第二十条の七」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の七」と、同条第二項中「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の二第八号」と、第十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第二項」と、同項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及び第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の十四」と、同項第九号中「第十五条の四第四号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号ニ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号ニ」と読み替えるものとする。

第四項		いて準用する法第二十一条第二項
第十七条	第二十二條	第三十四條第一項において準用する法第二十一条
第十七条の二第一項	第二十二條の二第一項	第三十四條第一項において準用する法第二十一条の二第一項
第十七条の七	第二十四條の三第二項	第三十四條第一項において準用する法第二十四条の三第二項

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 四 (略)

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 (略)

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
- 二 四 (略)

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

2 (略)

様式第十二を次のように改める。

水 道 法 検 査 証

第 号

令和 年 月 日交付

令和 年 月 日まで有効

写 真

官職又は職名
氏 名
生 年 月 日

厚生労働大臣印

この証明書を携帯する者は、水道法第二十条の十五（同法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法（抄）

第二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の四 第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第二十条の十五第一項	水質検査の検査施設	簡易専用水道の管理の検査の検査設備
(略)		

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十条の十五第一項（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第十二の三を次のように改める。

保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと厚生労働大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は厚生労働大臣が行う。

4 第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。

5～7 (略)

8 都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は該当職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

9 第三十九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において 同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは「第四十条第八項」と読み替えるものとする。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

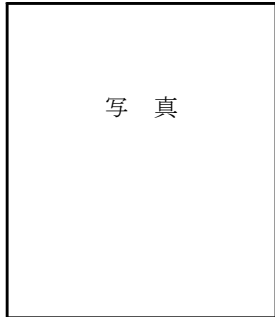
三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 号

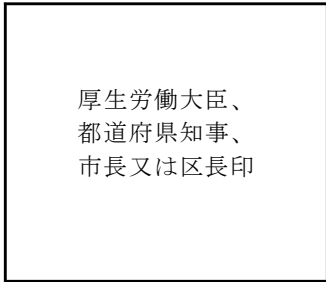
令和 年 月 日交付

令和 年 月 日まで有効



写 真

官職又は職名
氏 名
生 年 月 日



厚生労働大臣、
都道府県知事、
市長又は区長印

この証明書を携帯する者は、水道法第三十九条及び第四十条の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法（抄）

第三十九条 厚生労働大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存されている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。）を検査させることができる。

2 都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十条 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を

附 則

(施行期日)

1 この省令は、水道法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。ただし、この省令による改正後の水道法施行規則第十七条の三（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年九月三十日までは、適用しない。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
用に関する省令の一部改正）

2 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第一(第三条及び第四条)

表一

(略)

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)

第二十条の十第一項(第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合)において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の保存

第二十条の十四(第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合)において、当該委託された業務又は

改正前

別表第一(第三条及び第四条)

表一

(略)

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)

第二十条の十第一項(第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合)において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の保存

第二十条の十四(第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合)において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理

<p>水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>第十四条の十四の規定による帳簿の備付け</p>	<p>当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による水道施設の台帳の保管</p> <p>（略）</p> <p>第二十二條の三（第二十四條の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四條の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による水道施設の台帳の保管</p>

<p>水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>第十四条の十四の規定による帳簿の備付け</p>	<p>者を水道技術管理者とみなして適用する場合並びに第三十一条及び第三十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保管</p>

	<p>第十七条の二第二項（水道法第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は同法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）並びに第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存</p>
<p>表二（表四） （略） 別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）</p>	
<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 水道法</p>	<p>（略） 第二十二條の三（第二十四條の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四條の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水</p>

<p>表二（表四） （略） 別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）</p>	
<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 （新設）</p>	<p>（略）</p>

(略)	水道法施行規則	(略)	道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合(第三十一条において準用する場合を含む。) 及び第三十一条において準用する場合を含む。)の規定による水道施設 の台帳の作成
	<p>第十五条第八項第一号の規定による書面での委託契約</p> <p>第十七条の二第二項(水道法第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は同法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合(第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。))並びに第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による記録</p>		

(略)	水道法施行規則	(略)	第十五条第八項第一号の規定による書面での委託契約